

危 総 第 2 6 号
平成22年3月30日

関係市町村長等 殿
(消防局、消防本部扱い)

危険物保安技術協会
理事長 瀧澤 忠徳
(公 印 省 略)

業務方法書（審査受託料）の一部改正について（通知）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務につきまして、格別の御指導、御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、危険物保安技術協会業務方法書第6条に規定する審査受託料の額を別紙のとおり改正することについて、平成22年3月30日に総務大臣により認可されましたのでお知らせいたします。

今回の改正は、平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」等を踏まえ、平成22年10月1日より、審査受託料の額を一律10%引き下げることとし、見直しを行ったものです。

なお、業務方法書附則第2項の「審査依頼を受け付けた場合」とは、当協会が審査を実施するに当たり、審査依頼とともに必要書類を受理した場合がありますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

貴職におかれましては、改正の内容について御理解を賜り、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

また、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の取扱い等につきましては、後日、総務省消防庁よりお知らせがある予定ですので、念のため申し添えます。

末筆ではございますが、時節柄御自愛のほどお祈り申し上げます。

危険物保安技術協会業務方法書の一部を改正する業務方法書

危険物保安技術協会業務方法書の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

附 則

- 1 この業務方法書は、平成22年10月1日から実施する。
- 2 この業務方法書の実施前に審査依頼を受け付けた場合の審査受託料の額については、なお従前の例による。

別表 審査受託料の額

第1 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

（平成22年10月1日）

審査の区分		審査受託料の額							
		1千キロリットル以上 5千キロリットル未満	5千キロリットル以上 1万キロリットル未満	1万キロリットル以上 5万キロリットル未満	5万キロリットル以上 10万キロリットル未満	10万キロリットル以上 20万キロリットル未満	20万キロリットル以上 30万キロリットル未満	30万キロリットル以上 40万キロリットル未満	40万キロリットル以上
(1) 許可申請に係る審査	特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所を除く。）に係る審査	729,000円	883,000円	980,000円	1,247,500円	1,458,000円	3,426,500円	4,528,000円	5,597,000円
	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所に係る審査	996,500円	1,182,500円	1,320,500円	1,628,000円	1,887,500円	3,855,500円	4,957,000円	6,026,500円
(2) 完成検査前検査申請に係る審査	基礎及び地盤に係る審査	364,500円	478,000円	624,000円	818,000円	923,500円	1,425,500円	1,620,000円	1,806,500円
	溶接部に係る審査	437,500円	559,000円	842,500円	1,166,500円	1,466,000円	2,827,000円	3,467,000円	3,961,000円
(3) 定期保安検査申請に係る審査	底部の板の厚さ及び溶接部に係る審査	—	—	675,500円	863,500円	1,086,000円	2,658,500円	3,257,500円	3,762,000円
	溶接部に係る審査	—	—	640,000円	818,000円	1,029,000円	2,519,000円	3,086,000円	3,564,000円
	底部の板の厚さに係る審査	—	—	284,500円	363,500円	457,000円	1,119,500円	1,371,500円	1,584,000円
(4) 臨時保安検査申請に係る審査	底部の板の厚さ及び溶接部に係る審査	290,500円	384,500円	675,500円	863,500円	1,086,000円	2,659,000円	3,258,000円	3,762,000円
	溶接部に係る審査	275,500円	364,500円	640,000円	818,000円	1,029,000円	2,519,000円	3,086,000円	3,564,000円
	底部の板の厚さに係る審査	122,000円	162,000円	284,500円	363,500円	457,000円	1,119,500円	1,371,500円	1,584,000円

「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」とは、浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所をいう。

第2 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所

審査の区分	審査受託料	審査受託料の額		
	容量	40万キロリットル未満	40万キロリットル以上 50万キロリットル未満	50万キロリットル以上
(1) 許可申請に係る審査		5,119,000円	6,456,000円	9,558,000円
(2) 完成検査前検査申請に係る審査		8,100,000円	11,016,000円	15,147,000円
(3) 定期保安検査申請に係る審査及び臨時保安検査申請に係る審査		2,365,000円	2,835,000円	4,261,000円

第3 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

審査の区分	審査受託料の額
許可申請に係る審査	470,000円

- (備考) 1 審査受託料の額には、消費税及び地方消費税額を含む。
 2 第1及び第2の容量の表示は、屋外タンク貯蔵所の危険物の貯蔵最大数量をいう。
 3 変更の許可申請に係る審査の受託料は、第1の(1)の項、第2の(1)の項及び第3の区分に従い、それぞれ当該受託料の額の2分の1の額とする。
 4 変更の許可に係る完成検査前検査申請に係る審査の受託料は、第1の(2)の項及び第2の(2)の項の区分に従い、それぞれ当該受託料の額の2分の1の額とする。